

○新潟大学災害・復興科学研究所の著作物等に対する転載許可の取扱について

(令和4年10月14日災害・復興科学研究所長裁定)

(趣旨)

第1条 この取扱は、災害・復興科学研究所（以下「研究所」という。）の著作物等（ウェブサイトなどのデジタルコンテンツを含む）に対して、外部の団体または個人（以下「団体等」という。）に転載許可する場合に、研究所が必要な取扱を定めるものである。

(転載申請)

第2条 団体等が転載を希望する場合、「転載許可申請書」を研究所長に提出し、承認を得るものとする。

(転載許可に際しての条件)

第3条 転載許可に際しての条件として、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 転載目的が原典の趣旨に沿っていること
- (2) 転載先に出典を明記すること
- (3) 研究所以外に著作権者がいる場合、その許諾を得ていること
- (4) 掲載物(または該当箇所のコピー)1部を研究所に提出すること

(出典の記載)

第4条 転載部分には、原本が研究所の著作物等である旨、または情報(図・写真・報告書・データの名称等の情報、著編者名、発行年/巻/号/頁 など)を明記すること。

(原典の改変)

第5条 原典の改変は認めない。

(転載についての承認基準)

第6条 転載についての承認基準として、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 転載目的が教育、学術、文化の向上や普及に寄与するものであること
- (2) 公共性があり、営利を目的としないものであること

(承認の決定)

第7条 転載を希望する団体等から研究所長に申請があった場合には、研究所長が承認を決定し、教員会議に報告するものとする。

(事務)

第8条 本取扱の事務は、研究企画推進部において処理する。

(雑則)

第9条 この取扱に定めるもののほか，著作物等に対する転載許可に関し必要な事項は，研究所長が別に定める。

附 則

この取扱は，令和4年10月14日から実施する。